

札幌社保協 FAXニュース

2016年 9月7日(水)
社保協事務局 発行
TEL823-0867 Fax821-3701
E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

国保・介護・後期
高齢者110番は
9月29日(木)です

くらしを圧迫するほどの国保料を下げましょう！ 「札幌市の高すぎる国保料を引き下げる会」を結成



9/1札幌社保協と国保・介護・後期高齢者医療110番連絡会は、7/30に各団体へ呼びかけていた「札幌市の高すぎる国保料を引き下げる会」の結成総会を開催、約40団体からの代表と個人55人が参加しました。

三浦110番連絡会事務責任者が、国保料が高いのは仕方がないのかと提起し、低所得者が多い国保では、負担能力に応じた保険料の設定が必要で、不足分は国と自治体の負担で賄うべきではないか、と述べました。

参加者からは、すでに社保協で相談し署名の配布と回収、学習会など活発な動きをしている（北区）、70代の夫婦の国保料の支払いについての相談事例（民商）、市は下げるつもりがないので市民の声を大きく（共産党市議団）、札幌市の医療費が高いので国保料が高いという意見があるが、札幌市の医療費は道内の自治体で中位より下である（道生連）、ハガキ型署名用紙の要望や、署名を集める人をふやすことも意見が出されました。

参加者からは、すでに社保協で相談し署名の配布と回収、学習

運動方針では、●3万筆以上の引き下げ署名を集め、12月市議会へ署名と陳情を提出、●学習と宣伝を各団体、地域で行う、●次の宣伝ビラの発行、ポスターの検討、分かりやすい学習資料作成、●市との交渉・話し合い、●9/28、10/20に大通りで宣伝、●参加団体を広げ、各区でも会結成をめざす、などが確認されました。役員には、会長：山本完自弁護士、副会長：工藤一成東部民商会長・三浦誠一道生連会長、事務局長：斉藤浩司札幌社保協事務局長、次長：佐藤宏和道生連事務局長・中沢 総東部民商事務局長などを確認し、山本会長が、自分も国保世帯であり、国保料も高いが一部負担金も高い。自分は一部負担金減免の裁判を担当しているが、国保をよくするために、皆さんと共にならばりたいとあいさつしました。

国保料引き下げ署名宣伝



8/30札幌社保協と110番連絡会は、大通西3丁目、国保料引き下げ署名を呼びかけ、宣伝を行いました。道生連と市内各単組、東部・北部民商、新婦人、勤医協、勤医協在宅などから27人が参加し、47人から署名が寄せられました。

「国保料は本当に高いよね」という人が多く、国保世帯だけでなく、労働者や若い人々も署名に応じてくれる姿が目立ちました。

西区民の会を結成



9/6札幌市西区社保協の呼びかけで、多くの団体・個人50人が参加し、「高すぎる国保料を引き下げる西区民の会」が結成されました。参加者からも高い国保料を払いきれず資格証明書になった経験や、保険料の分割納付をなかなか認めてもらえなかった経験などが述べられました。

西区民の会では、3,000筆の署名を目標に取り組むことや、役員体制などを確認しました。

介護総合事業 人員を確保できる報酬で、利用者のサービス確保を



介護保険の要支援1・2段階の人のヘルパー利用と通所サービスを、全国共通の保険サービスから、自治体ごとの事業へ移行する「総合事業」。札幌市は2017年4月から開始し、現行の専門事業者によるサービスを中心に、継続を表明していましたが、7月末に事業者の支払われる報酬が発表されました。要支援認定者への介護報酬は、今までも極めて低く、近年はサービスの対象にしない事業者が増える傾向があります。

市の報酬案は、現行が月額報酬制（回数・利用時間に関わらず定額）だったものを、利用回数ごとの支払い制に変更したため、実際には今まで通りの収入を得ることが極めて難しく、事業所の撤退が増え、利用者のサービス利用が困難になる懸念があります。

8/23札幌社保協と介護に笑顔を!道連絡会は、札幌市に対し、「1.介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たっては、現行相当のサービスを維持してください、2.現行相当のサービスを維持するために、介護サービスの事業者の報酬（月額報酬のまま）・加算等についても現行相当にしてください、3.事業の計画決定にあたっては、ホームページの情報公開以外にも、広く市民、介護関係者、介護事業者の意見を聞いた上で、すすめてください、を申し入れました。参加したリハビリデイサービスの代表は、「市の案では月30万円以上の減収になり、大変厳しい」と訴えました。市側は初めて公式に示した案をほぼ最終案としており、総合事業の枠組みの中では、現行のままのサービス維持や、報酬、財政はむずかしいという姿勢を示しました。

年27万円の負担増～介護施設の入所料 補足給付改悪

特養ホーム、老健施設、ショートステイなどでは、住民税非課税世帯に「補足給付」という施設入所料の軽減措置がありますが、2015年に改悪され、今年も2回目の改悪が始まりました。2015年は単身で1千万円以上の預貯金がある、世帯分離している夫などが課税世帯であれば入所の妻は軽減措置の対象外、などでした。

2016年の8月からは、税法上も非課税で所得とされていない障害年金・遺族年金を、一定額以上は所得に数えるというもので、昨年以上に負担増になる対象者が増えています。所得区分が第2（世帯全員が住民税非課税、年金と合計所得が80万円以下）→第3（世帯全員が住民税非課税、年金と合計所得が80万円超）になる例が多いのです。

【厚別区の特別養護老人ホーム】

食費負担が今までより月額7800円増、年間93,600円増。ここは大部屋のみのため、室料の負担増はなし。

【南区の特別養護老人ホーム】

食費が月7800円増、室料が月14,700円増、年間27万円増。ここはユニット型という個室タイプがあるため、室料の負担増が大きい。

●92歳女性 要介護4 遺族年金 特養利用料が月51300円→73800円に増(22,500円増)。娘さんは「細々とやってきたのに遺族年金まで収入とみなされるとは。一律に値上げして、救済措置等が無い事もおかしい。特養は低所得の人でも入れる施設だと思っていたのに、これだと他の施設と変わらない」と嘆きます。

憲法を守り生かす活動を！ 東区社保協が総会

8/4東区社保協の総会が、勤医協中央病院内で開催されました。加入団体から約40人が参加し、年金の引き下げ（年金者組合）、カフェという形で年金・マイナンバーの学習（新婦人）、国保の重い負担（北部民商）、居場所づくり（東友の会）、生活保護改悪（守る会）などの報告がありました。

総会方針案、決算・予算案を承認し、役員選出で、代表に高桑良平医師、大久保正彦守るの会会長、太田秀子市議、新婦人の代表と、新事務局長に本間倉一郎氏（中央病院）が確認されました。

